

静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（営業時間短縮要請）申請要項 < 静岡県飲食店等（まん延防止等重点措置【令和4年1月要請】） >

<はじめに>

静岡県において新型コロナウイルス感染症が拡大していることから、静岡県はインフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく、飲食店等に対する**営業時間の短縮要請**を行っています。

静岡県では、この**要請**に応じていただいた事業者で、**県が定める支給要件を満たした場合、協力金を支給します。**

本申請要項は、**飲食店等に対する協力金支給手続（まん延防止等重点措置【令和4年1月要請】）に関するもの**ですので、内容を十分御確認いただき、**御協力いただいた方は申請をお願いします。**

<営業時間の短縮要請の概要>

対象区域	静岡県全域	—
対象施設	飲食店、遊興施設、結婚式場 (食品衛生法第55条の許可を受けたもの)	詳細は3頁「1営業時間短縮要請の対象施設」を参照
対象期間	令和4年1月27日(木) 0時から 令和4年2月20日(日) 24時まで(25日間)	—
協力金支給に係る要請内容	<p>①【ふじのくに安全・安心認証を取得した(※) 認証店】 要請内容区分A・Bいずれかの選択が可能です。</p> <p>A 営業時間の短縮に応じ、午後9時から翌日午前5時まで営業しないこと。午後8時以降、酒類の提供はしないこと。(利用者による酒類の持ち込みを含む。)</p> <p>B 営業時間の短縮に応じ、午後8時から翌日午前5時まで営業しないこと。終日、酒類の提供はしないこと。(利用者による酒類の持ち込みを含む。)</p> <p>なお、<u>要請期間中のA・Bいずれかの切替は1回のみ可能です。</u></p> <p>②【<u>認証店ではない飲食店(非認証店)</u>】 B 営業時間の短縮に応じ、午後8時から翌日午前5時まで営業しないこと。終日、酒類の提供はしないこと。(利用者による酒類の持ち込みを含む。)</p> <p>なお、<u>要請内容区分Aに応じても協力金は支給されません。</u></p>	<p>※「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」も該当します。以下、「認証店」といえます。</p> <p>認証店ではない飲食店のことを、以下、「非認証店」といえます。</p>

協力金の概要は、次ページを御確認ください。

<協力金の概要>

対象事業者	対象区域内で要請に応じ、かつ下記に該当する事業者 ・対象区域に施設を有する企業及び個人事業主 ・静岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者でないこと	詳細は3頁 「2 協力金の対象事業者」を参照
支給条件	・業種別ガイドラインを遵守した上で、営業時間を短縮した日（遅くとも1月31日までに開始）から最終日までの期間、連続して要請に応じること	詳細は4頁 「3 協力金の支給条件」を参照
協力金の支給額	1店舗あたり、 <中小企業・個人事業主> 要請内容区分Aの場合 「 <u>過年度飲食業売上高×0.3（2.5～7.5万円）</u> 」×協力日数 要請内容区分Bの場合 「 <u>過年度飲食業売上高×0.4（3～10万円）</u> 」×協力日数 <大企業>（※中小企業・個人事業主も選択可） 要請内容区分Aの場合 「 <u>飲食業売上高減少額×0.4（0～20万円）</u> 」×協力日数 （ <u>上限：20万円又は</u> <u>「過年度飲食業売上高×0.3」のいずれか低い額</u> ） 要請内容区分Bの場合 「 <u>飲食業売上高減少額×0.4（0～20万円）</u> 」×協力日数 （ <u>上限：20万円</u> ）	詳細は4頁 「4 協力金の支給額」を参照
申請受付期間	令和4年2月21日（月）から令和4年3月22日（火）まで ※令和4年3月22日（火）の消印有効	詳細は8頁 「5 協力金の申請受付期間」を参照

【問合せ先】 [対応期間]：1/27～3/31 ※土日祝日を含む [受付時間]：午前9時～午後5時
静岡県営業時間短縮要請コールセンター TEL：050-5211-6111

1 営業時間短縮要請の対象施設

以下の全てを満たす店舗（飲食店、遊興施設、結婚式場）

- (1) 食品衛生法第55条の許可を受けた、食品衛生法施行令第35条第1号「飲食店営業」（改正前の食品衛生法施行令第35条第2号「喫茶店営業」を含む。）に定める営業を行う店舗
- (2) 飲食店（飲食を主な業としている店舗）又は遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、カラオケ店）若しくは結婚式場（結婚式場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）であって披露宴等を行うもの）
- (3) 飲食とともに飲食のスペースを利用者に提供している店舗

対象施設の例示

食堂、レストラン、日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、そば・うどん店、寿司店、酒場、ビアホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼・焼きそば・たこ焼き店、定食屋、結婚式場、フードコート内にある飲食店、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で披露宴等を行うもの、ホテル・旅館・スーパー銭湯内のレストラン、「飲食店営業」許可を有するカラオケ店 など

対象とならない施設の例示

ホテル・旅館等での宿泊者に限定して食事を提供する食堂、「飲食店営業」許可のないカラオケ店、イトインスペースのあるスーパーやコンビニ等の小売店、テイクアウト・デリバリー専門店、弁当屋、屋台・キッチンカー、映画館等の売店、社員食堂、学生・社員寮等の食堂、自動販売機、ネットカフェ・漫画喫茶、「麻雀店、ライブハウス、ピアノ教室、音楽教室、英会話教室、エステ、マッサージ、乗馬クラブ、服屋、靴屋、雑貨屋、ペットホテル、ブティック」などに併設された飲食コーナー など

【注意】

- ・ 飲食を主な業としている店舗とは、その店舗の飲食に係る売上げが最も大きな割合を占めている店舗のことを指します。
- ・ 対象とならない施設の例示に示すような店舗は、営業時間短縮要請の対象外です。

2 協力金の対象事業者

対象区域内で要請に応じた事業者で以下の全てを満たす者

- (1) 静岡県内に対象施設を有する、企業（大企業も含む）及び個人事業主（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により税務署長に届出を行った者）であること。
- (2) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

3 協力金の支給条件

以下の(1)～(3)全てを満たす者

- (1) 次の区分に掲げる静岡県の協力金支給に係る要請内容に応じ、**営業時間短縮を実施し、かつ、酒類の提供(利用者による酒類の持ち込みを含む)をしなかったこと。**

区分	協力金支給に係る要請内容 (下記、①②のいずれも満たすこと。)	認証店	非認証店
A	① <u>午後9時から翌朝午前5時まで営業しないこと。</u> ② <u>午後8時以降、酒類の提供はしないこと。</u>	対象	対象外
B	① <u>午後8時から翌朝午前5時まで営業しないこと。</u> ② <u>終日、酒類の提供はしないこと。</u>	対象	対象

※**認証店**は、要請内容区分**A・Bいずれかを選択**し応じること。(要請期間中**1回のみ切替**が可能です。)

※**非認証店**は、要請内容区分**B**に応じること。(要請内容区分**A**に応じても協力金は支給しません。)

【注意】

- ・「営業時間短縮」とは、通常の営業終了時刻が午後8時(又は午後9時)以降であることが前提です。
通常、午後8時より前に営業を終了する店舗については、協力金は支給されません。
- ・通常の営業終了時刻が午後8時以降午後9時までの認証店は、「要請内容区分B」に御協力いただいた場合のみ協力金の対象です。

- (2) 令和4年1月26日(水)時点で対象施設を運営しており、食品衛生法第55条の許可を受けたもの。ただし、令和3年10月1日以降、全く営業実態がない場合、午後8時以降の営業実態がない場合は、協力金は支給されません。

- (3) 感染防止対策の業種別ガイドラインを遵守し、感染拡大防止の取組を実施していること

4 協力金の支給額(「協力金計算シート」を御活用ください。)

1店舗当たりの支給額 = 1日当たりの協力金額(基礎額) × 営業時間短縮要請に協力した日数

<中小企業・個人事業主>(売上高方式)

	1日当たりの協力金額(基礎額)
区分Aの場合 【基礎額A】	事業規模に応じて(1日当たりの過年度 飲食業売上高 × 0.3) 2.5～7.5万円
区分Bの場合 【基礎額B】	事業規模に応じて(1日当たりの過年度 飲食業売上高 × 0.4) 3～10万円

<大企業>(売上高減少額方式) ※中小企業・個人事業主も選択可

	1日当たりの協力金額(基礎額)
区分Aの場合 【基礎額A】	事業規模に応じて(1日当たりの 飲食業売上高減少額 × 0.4) 0～20万円 【上限:20万円又は 1日当たりの過年度 飲食業売上高 × 0.3 のいずれか低い額】
区分Bの場合 【基礎額B】	事業規模に応じて(1日当たりの 飲食業売上高減少額 × 0.4) 0～20万円 【上限:20万円】

※大企業(売上高減少額方式)にあつては、売上が減少していない店舗は、協力金の支給対象外です。

※認証店が「休業」をした場合、1日あたりの協力金額は基礎額Bに該当します。

<協力金支給、不支給、協力金基礎額の例>

営業時間短縮要請の対象期間のうち、遅くとも令和4年1月31日(月)0時から開始し、令和4年2月20日(日)24時まで連続して御協力いただく必要があります。

営業時間短縮の協力金算定における1日とは、午後8時から翌朝午前5時までとします。

【認証店】（A：区分Aを実施／B：区分Bを実施／×：要請に協力しなかった日）

場合	27日	28日	29日	30日	31日	2月1日	～	19日	20日	協力日数	基礎額
①	A	A	A	A	A	A	A	A	A	25日	基礎額 A×25
②	B	×	B	B	B	B	B	B	B	23日	基礎額 B×23
③	A	A	A	A	A	B	B	B	B	25日	基礎額 A×5 + 基礎額 B×20
④	B	B	B	A	A	A	A	A	A	25日	基礎額 A×22 + 基礎額 B×3
⑤	×	A	A	A	A	A	A	A	A	24日	基礎額 A×24
⑥	×	×	×	B	B	B	B	B	B	22日	基礎額 B×22
⑦	×	×	×	×	×	B	B	B	B	不支給	1/31 までに協力していない
⑧	B	B	B	B	B	B	B	B	A	25日	基礎額 A×1 + 基礎額 B×24
⑨	×	×	A	A	B	B	B	A	A	23日	基礎額 A×23 (2回切替)
⑩	B	B	A	A	B	B	B	A	A	25日	基礎額 A×25 (2回以上切替)
⑪	A	A	A	A	A	A	A	A	×	不支給	最終日に協力していない

※1月31日(月)から2月20日(日)までは支給条件を必ず満たしていること。

※認証店が要請期間中に「区分A」と「区分B」を1回のみ切り替えた場合、1日当たりの協力金額(基礎額)は協力した区分に応じて日ごとに算出します。

※要請期間中に認証を取得した場合、取得日以降、区分BからAに1回のみ切り替えることが可能です。この場合、1日当たりの協力金額(基礎額)は、協力した区分に応じて日ごとに算出します。

※認証店で要請期間中に「区分A」と「区分B」を2回以上切り替えることは認めません。(例：土日のみ「区分A」とするなど)「区分A」と「区分B」を2回以上切り替えた場合、1日当たりの協力金額(基礎額)は、最終日まで連続して要請に協力いただいた全期間「基礎額A」となります。

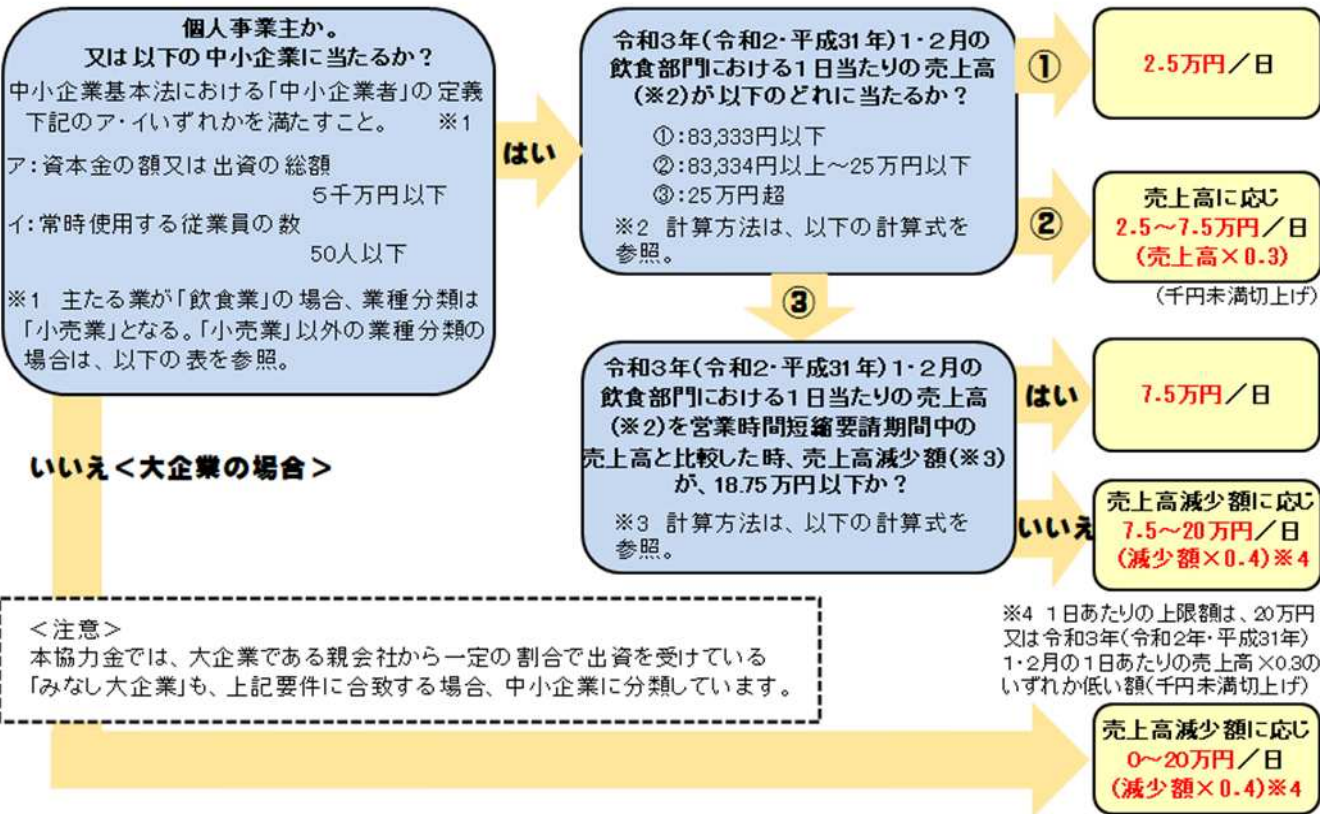
【非認証店】（B：要請内容Bを実施／×：要請に協力しなかった日）

場合	27日	28日	29日	30日	31日	2月1日	～	17日	18日	19日	20日	協力日数	基礎額
①	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	25日	基礎額 B
②	×	×	B	B	B	B	B	B	B	B	B	23日	基礎額 B
③	×	×	×	×	×	B	B	B	B	B	B	不支給	不支給
④	×	B	×	B	B	B	B	B	B	B	B	22日	基礎額 B
⑤	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	×	不支給	不支給
⑥	A	A	A	B	B	B	B	B	B	B	B	22日	基礎額 B
⑦	A	B	A	B	B	B	B	B	B	B	B	22日	基礎額 B
⑧	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	A	不支給	不支給

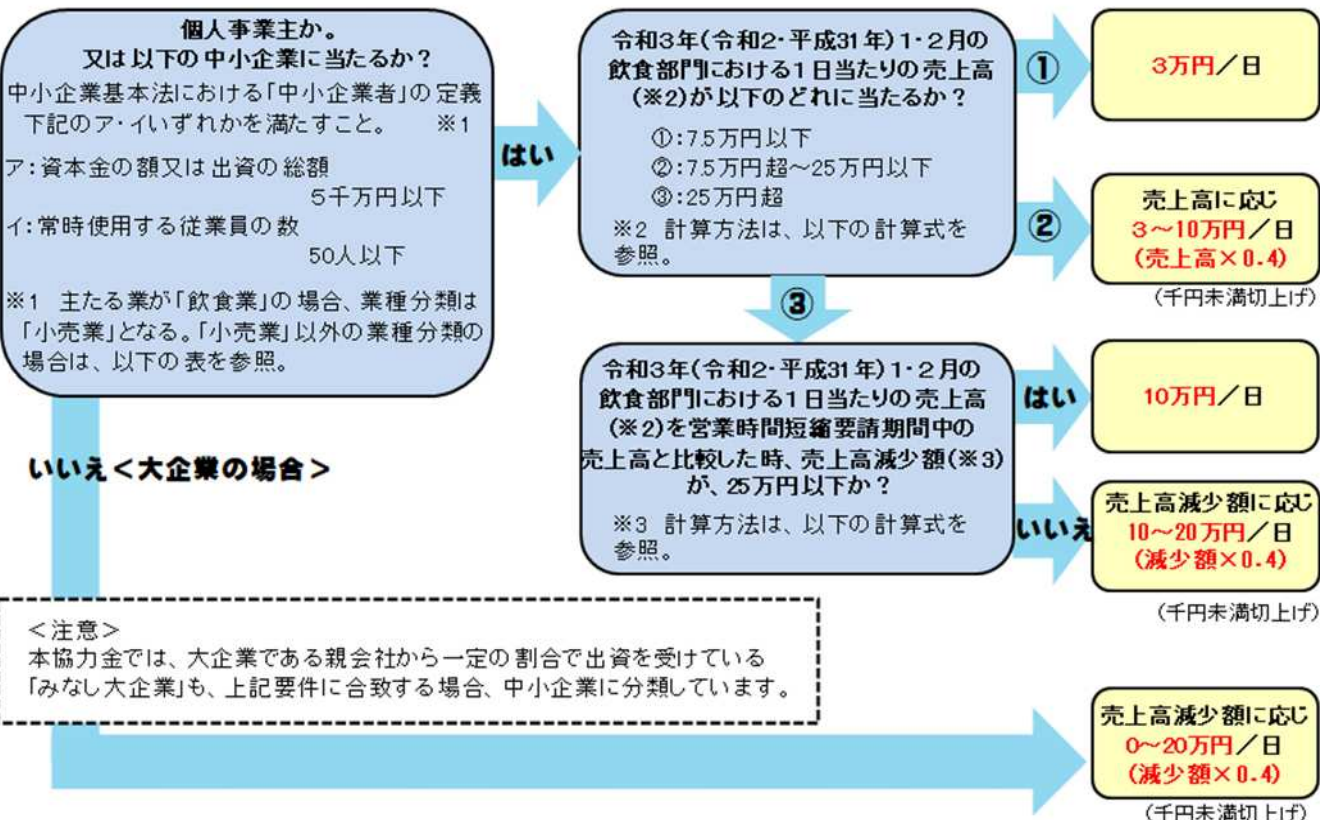
※非認証店においては、区分A(午後9時以降の時短及び酒類提供は午後8時まで)に応じた場合でも、静岡県の要請に応じたことにはなりませんので、「要請に協力しなかった日(×)」として取り扱います。

※非認証店は、要請期間中、終日酒類の提供ができません。酒類の提供をした場合、協力金の支給対象外です。

事業規模（1日あたりの協力金額）の考え方【基礎額A】



事業規模（1日あたりの協力金額）の考え方【基礎額B】



※1 中小企業者の要件は以下のとおりです。

なお、主たる業が「飲食業」の場合、業種分類は「小売業」となります。

業 種	中小企業者の要件（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※2 「令和3年（令和2年又は平成31年）1月・2月」の1日当たりの飲食業売上高（税抜き。テイクアウト等を除く。）は次の①「過年度売上高」の計算方法により算出された金額です。（1円未満切上）

①「過年度売上高」＝「令和3年1月・2月の飲食業売上高の合計」÷59 又は

①「過年度売上高」＝「令和2年1月・2月の飲食業売上高の合計」÷60 又は

①「過年度売上高」＝「平成31年1月・2月の飲食業売上高の合計」÷59

※3 売上高減少額は、次の③の計算方法により算出された金額です。

②「要請中売上高」＝「令和4年 1/27～2/20の合計飲食業売上高」÷25

（1円未満の端数は切上げます。売上高は、消費税及び地方消費税を除きます。）

③「売上高減少額」＝①「過年度売上高」－②「要請中売上高」円

【注意】協力金額を計算する上で、「飲食業売上高」に関する注意事項を必ず御確認ください。

- ・1日当たりの飲食業売上高は、**税抜き**で計算します。
- ・飲食事業と他の事業の業態を持つ施設においては、**飲食事業の売上高と他の事業の売上げを分けて、飲食事業の売上高だけで申請**してください。
- ・花代、タクシー代、駐車場代、代行料金、宿泊料金、土産物代、室料、カラオケ代など**飲食事業以外の売上高は「飲食業売上高」から除外**してください。
- ・**自動販売機、カップ式自動販売機に係る売上高は「飲食業売上高」から除外**してください。
- ・ハンバーガー屋など、店内での飲食（イートイン）の営業とテイクアウトの営業を実施する飲食店は、**テイクアウトに係る飲食業売上高は「飲食業売上高」から除外**してください。
- ・そば・うどん屋、中華料理屋、寿司店など、店内での飲食の営業とデリバリーの営業を実施する飲食店は、**デリバリーに係る飲食業売上高は「飲食業売上高」から除外**してください。
- ・過去に支給された協力金（富士市で実施した協力金等）や月次支援金なども、「飲食業売上高」から除外してください。
- ・令和3年2月以降に新規開店した店舗は計算方法が異なりますので、「よくあるお問い合わせ（Q&A）」を参照してください。
- ・令和3年4月以降に新規開店した店舗は、①「過年度売上高」は「0円」となります。この場合、個人事業主及び中小企業の1日あたりの協力金額は最低額（2.5万円又は3万円）となります。

【注意】認証店が要請期間中に「区分」を切り替えた場合は、次の注意事項を御確認ください。

- ・認証店が要請期間中に「区分A」と「区分B」を1回のみ切り替えた場合、1日当たりの協力金額（基礎額）は協力した区分に応じて日ごとに算出します。

- ・要請期間中に認証を取得した場合、取得日以降、区分BからAに1回のみ切り替えることが可能です。この場合、1日当たりの協力金額（基礎額）は、協力した区分に応じて日ごとに算出します。
- ・認証店が要請期間中に「区分A」と「区分B」を2回以上切り替えることは認めません。「区分A」と「区分B」を2回以上切り替えた場合、1日当たりの協力金額（基礎額）は、最終日まで連続して要請に協力いただいた全期間低い側の「基礎額A」となります。

5 協力金の申請受付期間

令和4年2月21日（月）から令和4年3月22日（火）まで（当日の消印有効）

6 受付方法

(1) 申請書類の提出

申請書類の提出方法は、郵送又はオンラインでの申請をお願いします。申請書類を以下の宛先に配達記録が残る方法で郵送してください。（オンライン申請は準備が出来次第、県ホームページに公開します。）

なお、複数の店舗を所有する事業者等は、1件の申請で対象店舗全ての申請をしてください。

(宛先) 〒420-0857 静岡市葵区御幸町8-1 J A D Eビル3階
静岡県時短要請協力金 事務局 宛て
「まん延防止等重点措置【令和4年1月要請】協力金申請書在中」

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず御記載ください。

(2) 申請書類

別表1（11ページ）に記載した申請書類全て揃えて提出してください。なお、申請書類の返却はいたしません。

なお、申請書の様式等は、静岡県ホームページの「まん延防止等重点措置に基づく営業時間の短縮要請」から入手することができます。

(URL) <https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-manboh2.html>



(3) 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは協力金を支給します。

(4) 通知等

申請書類を審査した結果、協力金の支給を決定したときは、後日、支給に関する通知を送付いたします。（令和4年3月下旬以降を予定）

一方、申請書類の審査の結果、協力金を支給しない決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付いたします。

(5) 支給の時期

協力金の支給開始は令和4年3月下旬以降を予定しています。

(6) 協力金に関する問合せ先

協力金の申請等に関する質問等に対応するため、次の相談窓口を開設しています。

感染拡大防止のため、対面での受付・説明は行いません。

[対応期間]：1/27～3/31 ※土日祝日を含む

[受付時間]：午前9時～午後5時

静岡県営業時間短縮要請コールセンター

TEL：050-5211-6111

7 その他・注意事項

静岡県が実施する、飲食店等に対する協力金支給手続（まん延防止等重点措置【令和4年1月要請】）に関する注意事項等をまとめました。申請前に必ず御確認ください。

(1) 交付の取消・加算金

- ・協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、県は、協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金を返還するとともに、その返還の請求に係る協力金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該協力金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に支払うこととなります。

【！警告！】静岡県が実施した過去の協力金申請において、**飲食店の営業許可証を偽造する、営業実態がないにも関わらず通常の営業時間を虚偽報告するなど悪質な不正が発覚しております。**静岡県では関係機関と密接に連絡をとり厳正に対処していますので、**不正受給は絶対にしないでください。**

(2) まん延防止等重点措置（令和4年1月要請）に係る協力金

- ・静岡県が過去に実施した協力金を踏まえて、対象施設の要件や、不明確であった申請書類の記載内容の要件などを一部整理しました。
- ・そのため、過去に実施した協力金の申請では提出を求めなかった資料や確認の説明などを、今回改めて必要とすることがあります。
- ・申請前に協力金の支給対象の店舗か、申請書類の注意事項を改めてよく御確認ください。

(3) 検査・報告

- ・協力金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、県は、必要に応じて対象施設に関する検査、報告等を求めることがあります。
- ・県は、協力金支給事務に係る必要な範囲において、関係機関に事実確認をすることがあります。
- ・営業時間短縮要請の期間中は、関係職員が区域内の見回りを実施いたしますので、御協力をお願いします。
- ・要請に御協力いただき協力金を支給した店舗は、後日、静岡県ホームページ等で店舗名（屋号）を公表する予定です。

(4) 協力金を支給しない飲食店について

- ・令和3年10月1日以降、全く営業実態がない場合、午後8時以降の営業実態がない場合は、協力金は支給されません。

- ・通常の営業時間が「不定期」など、客観的に午後8時（又は午後9時）以降に営業実態があることが分からない場合は、協力金は支給されません。
- ・テイクアウト、デリバリー専門店については、協力金の支給対象となりません。
- ・上記のほか、協力金の支給要件を満たしていない場合は、協力金の支給対象となりません。

（5）提出書類について

- ・別表1（11ページ）に掲げる書類の全てを揃えた上で提出してください。添付書類が不足している場合、申請書を受付することはできません。
- ・受付期間までに申請が無かった場合、添付書類が揃わなかった場合は、いかなる理由でも、その後の受付はできません。
- ・配達記録がない方法で郵送した場合、申請が受理されたか、到達したかの確認は一切できません。
- ・申請要件を満たしているか判断できない場合は、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ・県からの求めがあれば追加資料の提出・報告等に御協力をお願いします。県が求める申請書類の確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことがあります。
- ・連絡先は、必ず日中に連絡がとれるものを記入してください。何度も連絡が取れない場合など、県が求める申請書類の確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことがあります。
- ・添付書類の記載内容は鮮明に見えるものとしてください。不鮮明の場合、再提出をお願いします。
- ・売上台帳について、テイクアウト、デリバリーの売上高や飲食以外の売上高が除外されているか不明な場合には、明確に除外されていることがわかる売上台帳の再提出をお願いします。
- ・申請書類に不明な点や不備がある場合は、審査にお時間をいただきますので、あらかじめ御了承ください。

（6）協力金の減額、不支給

- ・営業時間の短縮を実施していないことや酒類提供停止の協力をしていないことが確認されたなど申請内容と異なる場合は、協力金額が申請よりも減額又は不交付とすることがあります。
- ・飲食店の営業許可証の許可を受けた者と全く関係がない者が申請してきた場合等、理由書の提出があっても、協力金の支給をしないことがあります。
- ・このほか、審査の結果、協力金の支給要件を満たしていない場合は、協力金を支給しません。
- ・審査の結果、売上高の計算方法に誤りがある場合や提出された売上高の書類で対象とならない売上が含まれている場合など、申請のあった協力金額よりも減額することがあります。

（7）その他

- ・静岡県が実施する「ふじのくに安全・安心認証制度」又は浜松市が実施する「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」以外の市町等の制度は「認証店」に該当しません。
- ・本申請要項に定めのない事項について、県ホームページに「よくあるお問い合わせ（Q&A）」を掲載しています。対象要件等の詳細も記載されていますので、必ず確認するようにしてください。

（URL）<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-manboh2.html>





申請書類について (チェックシート)

※以下の申請書類がそろっているかチェックして、提出してください。

<input type="checkbox"/> [全員]	<p>1 静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（営業時間短縮要請）支給申請書 様式 1</p> <p>＜静岡県飲食店等（まん延防止等重点措置【令和4年1月要請】）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手書きの場合は、ペン又はボールペン（黒・青色）で記載してください。
<input type="checkbox"/> [全員]	<p>2 誓約書＜静岡県飲食店等（まん延防止等重点措置【令和4年1月要請】）＞ 様式 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自署又は代表者印を押印してください。
<p>3 飲食店の営業活動を行っていることがわかる書類 台紙 1～3</p> <p>次の(1)～(3)の書類が必要となります。</p>	
<input type="checkbox"/> [全員] [省略可 の場合有]	<p>3(1) 確定申告書など営業活動を行っていることがわかる書類（写し）</p> <p style="text-align: right;">※下記ア～ウの書類のいずれか 台紙 1</p> <p>ア 直近の（令和2年又は令和3年分）確定申告書の控え（税務署の收受印又は電子申告の受信通知があるもの）</p> <p style="padding-left: 20px;">法人：確定申告書別表一 個人：確定申告書第一表（個人の場合、確定申告の義務がない方は、住民税申告書の控え）</p> <p>イ 直近の（令和2年又は令和3年分）確定申告書の控え（税務署の收受印又は電子申告の受信通知がないもの）と直近の月末締め（令和4年1月）帳簿など営業実態がわかるもの</p> <p>ウ 設立後決算期や申告時期を迎えていない場合は、法人設立届出書又は開業届の控えと、直近の月末締め（令和4年1月）帳簿など営業実態がわかるもの</p> <p>※令和3年8・9月に実施した、静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（まん延防止等重点措置又は緊急事態措置）の交付を受けた方（支払済）で、<u>「ア・イ」確定申告書を提出済の場合は省略可能。</u></p>
<input type="checkbox"/> [全員] [省略可 の場合有]	<p>3(2) 申請者（代表者）本人確認書類 台紙 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者（代表者）の運転免許証、パスポート、保険証などのいずれかの写し ・大企業等で代表者本人確認書類の提出が困難な場合、<u>証明書（様式3）を提出してください。</u> <p>※令和3年8・9月に実施した、静岡県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（まん延防止等重点措置又は緊急事態措置）の交付を受けた方（支払済）で、<u>代表者に変更がない場合は省略可能。</u></p>
<input type="checkbox"/> [全員]	<p>3(3) 飲食店営業許可証（食品衛生法第55条に基づく許可）（写し） 台紙 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力金申請があった<u>飲食店の屋号が記入されているもの</u>に限ります。 ・原則として、<u>飲食店の営業許可を受けている方が、協力金の支給対象者となります。</u> ・ただし、同居家族や雇用関係者が営業許可証を取得している等、<u>やむを得ない理由により営業許可証の名義が協力金申請者と異なる場合は、理由書（様式4）をあわせて提出してください。</u>

＜次ページにつづく＞

<input type="checkbox"/> [全員]	<p>4 通常の営業時間が分かる書類（写し） 台紙4</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年10月以降、お客様向けにお知らせしている通常の営業時間を記載した店舗の看板の写真、店頭ポスターの写真、ホームページの写し、ちらし、名刺等のいずれか <p>※<u>県が指定するポスターの写真のみでは不可。必ず、上記に該当する書類を提出してください。</u></p> <p>※店舗ごと提出し、店舗の名称がわかるものとしてください。</p> <p>※ポスターの場合は、<u>店舗に掲げていることがわかる写真</u>を提出してください。<u>(ポスター単体では不可。)</u></p>
<input type="checkbox"/> [全員]	<p>5 営業時間短縮及び酒類を提供しないことの状況がわかる書類（写し） 台紙5</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>要請期間中</u>営業時間短縮及び酒類提供しないことを告知する県が指定するポスターの写真、店頭ポスターの写真、ホームページの写し、利用客向けのダイレクトメール等の写しのいずれか <p>※店舗ごと提出し、店舗の名称、協力期間、協力内容（時短及び酒類の停止）がわかるもの。</p> <p>※ポスターの場合は、<u>店舗に掲げていることがわかる写真</u>を提出してください。<u>(ポスター単体では不可。)</u></p> <p>※<u>認証店において、要請内容区分A・Bを切り替えた場合は、切り替えた日、それぞれの協力期間、それぞれの協力内容がわかるように、2枚提出</u>をしてください。</p>
	<p>6 業種別ガイドラインを遵守していることを証明する書類 台紙6</p> <p>次の(1)~(2)のいずれかを添付する必要があります。</p> <p>※店舗ごと、店舗の名称及び<u>実際に店舗に掲げていることがわかるもの</u>を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/> [認証店]	<p>6(1) 認証店の場合、認証ポスターなど次のいずれかを満たす書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ふじのくに安全・安心認証制度」ポスター（店舗名を記入したもの）や認証書を店舗に掲げている写真 「ふじのくに安全・安心認証制度」又は「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」のステッカーと店舗の看板等と一緒に写っている写真 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>店舗名</p>  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>
<input type="checkbox"/> [非認証店]	<p>6(2) 非認証店の場合、次のいずれかを満たす書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ふじのくに安全・安心認証制度」申請中の店舗の場合、申請書の写し又は申請が受理されたことがわかるメール等の写し 市町、食品衛生協会等の業界団体等が定めるステッカーや認証書と店舗の看板等と一緒に写っている写真（ステッカー単体等で店舗名がわからないものは不可。） 市町、食品衛生協会等の業界団体等が定める感染拡大防止の取組チェックシート（写）

<次ページにつづく>

	<p>7 飲食事業売上台帳（帳簿等）など協力金を積算するための書類 台紙7</p> <p>次の(1)～(4)の該当する書類が必要となります。</p> <p>※売上台帳は、店舗ごと提出し、<u>店舗の名称、「年月」がわかるものを提出してください。</u></p>
<input type="checkbox"/> [全員]	<p>7(1) 「令和3年、令和2年又は平成31年1月・2月」の飲食事業売上台帳（帳簿等）の写し（税抜きに換算したもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台帳が税込の場合は、<u>税抜き換算した金額がわかるよう</u>に提出してください。 ・当該月の日付ごと、飲食事業の売上が記載されているものを提出してください。（月の合算は不可。） ・店舗別の飲食事業と他の事業の売上が分かれて記載されているものを提出してください。 ・<u>テイクアウト・デリバリー等の売上のほか、タクシー代、宿泊料金、土産物代などの売上は除外</u>してください。 <p>※令和3年2月以降に新規開店した店舗は<u>令和3年3月31日までの台帳を提出してください。</u></p> <p>※令和3年4月以降に新規開店した店舗は提出不要ですが、<u>過年度売上高は「0円」となります。</u></p>
<input type="checkbox"/> [全員]	<p>7(2) 令和4年1月から令和4年2月20日までの飲食事業売上台帳（帳簿等）の写し（税抜きに換算したもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7（1）の注意事項と同様です。よく御確認ください。
<input type="checkbox"/> [該当者]	<p>7(3) 令和3年10月から令和4年1月の間に実際に飲食事業の売上があることがわかる飲食事業売上台帳（帳簿等）の写し【7(2)で飲食事業の売上が全く無い場合のみ提出】</p>
<input type="checkbox"/> [全員]	<p>7(4) 協力金計算シート（店舗ごと） 別紙1</p> <p>※認証店で、要請内容区分A・Bを切り替えた場合は、別紙1A・1Bの両方を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/> [全員]	<p>8 振込先口座がわかる通帳等の写し 台紙8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込口座は申請者御本人の口座（法人の場合は当該法人の口座）に限ります。 ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（漢字・フリガナ）が確認できるもの。
<input type="checkbox"/> [全員]	<p>9 飲食店の営業を行っていることが分かる飲食店の外観・内観写真（店舗ごと） 台紙9</p> <p>次の（1）及び（2）分かる令和3年10月以降で直近の写真を提出してください。</p> <p>（1）<u>店舗の名称がわかる飲食店の外観写真</u></p> <p>（2）ガイドラインを遵守し、<u>飲食するスペースがわかる内観写真</u>（飲食店全体がわかるもの）</p>

<最後に申請書類のチェックシート（別紙2）で書類が不足していないか再確認し、提出してください。>